（仮称）和光市こどもの権利条例の骨子案

・私たちは、笑顔が溢れる平和で［優しい／こどもまんなかな］

和光市で［生活したい／暮らしたい］　です。

・［自分／私たち］の［意見／権利］を［尊重／大切に］してください。

・失敗［しても許してくれる／を恐れず］夢に向かって挑戦したい。

・今、幸せを感じられる。

・約束や秘密を守ってほしい

・平等に接してもらえる。

・親へのサポートをしてほしい。

［・安全で安心できる
・相談できる
・遊ぶ
・休める
・自由でいられる
・自分らしくいられる］　居場所が欲しい。

・いじめや差別　［の無い　仲良く／を無くしてください。］

・大人とこどもが［相互理解／互いに理解／尊重］し合う。

第Ⅰ章　総則

Ⅰ　条例制定の趣旨

この条例は、日本国憲法及びこどもの権利条約（児童の権利に関する条約）の理念に則り、こどもの権利が保障され、こどもにとって最善の利益を考え、今を生きる一人一人のこどもが今自分らしく幸せで、将来に向かって夢を持てる社会をつくるために定めるものです。

２　言葉の意味

「こども」　　：１８歳未満（また同等の権利を認めることが適当である者）の市内に在住、在学、在勤するなど市内で生活し、活動する人。
「保護者」　　：こどもの親、里親その他親に代わりこどもを養育する人
「こどもに関わる施設」：保育所、幼稚園、学校その他のこどもが育ち、学び又は活動する施設
「市民」　　：市内に在住、在学、在勤する人
「事業者等」　：営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動をする団体

３　条例の目標

基本となるこどもの権利の４原則
「差別の禁止」
「生命、生存及び発達に対する権利」
「こどもの最善の利益」
「こどもの意見の尊重」

第２章

４　こどもの権利

こどもの権利の４原則を基本とし、次に掲げる権利を定める。

①　自分の気持ちや意見が尊重される権利
・自分の気持ちや意見を聴いてもらえる
・言いたくないときは言わなくてもいい
②　意見表明、参加・参画する権利
・自分の気持ちや意見を言える
・地域の活動やまちづくりに参加する
③　安全に安心して暮らす権利
・必要な支援を受けられる
・プライバシーが守られる
・困ったり悩んだりしたときに相談できる
・あらゆる暴言・暴力から守られる
・SNS やネット上でのトラブルから守られる

④　平等に暮らせる権利
・どんなこどもも平等に権利がある
⑤　自分のやりたいことができる権利
・失敗が許される
・挑戦できる
⑥　自分らしく過ごせる権利
・ありのままの自分が認められ自分らしくいられる
⑦　遊ぶ権利
・わくわくすることや好きなことに夢中になって遊べる
⑧　休む権利
・心や身体が疲れたときに休むことができる
・罪悪感を持たずに休んでいい
・何もしない時間も大切にされる

第３章
５　役割

市・保護者・市民・こどもに関わる施設・事業者等の役割

第４章
６　こどもの権利を守るための政策

⑴　こどもの意見表明と参加・参画の機会確保、意見の尊重
⑵　こどもが安全・安心に過ごすことができる環境づくり
⑶　こどもの居場所づくり
⑷　いじめの未然防止
⑸　虐待予防
⑹　相談できる環境づくり
⑺　貧困対策
⑻　こどもの権利に関する施策の推進
⑼　こどもの権利に関する普及啓発

第５章
７　こどもの権利擁護

検討中

第６章
８　条例の推進

⑴　推進計画（和光市こども計画への位置づけ）
⑵　推進体制